



党税調 平成20年度税制

## 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続を決定

自民党税制調査会小委員会は12月4日、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続を決定した。日本歯科医師会等から出されていた同要望だが、小委員会で長期検討とすることで一致し、これまで通り、当面の間存続されることになった。また、医療法人の自由診療部分等に係る軽減税率の存続についても同様に当面存続となった。

社会保険診療に対する事業税を非課税としてきた大きな根拠は、公共性・公益性の高い事業ということが挙げられる。国民皆保険制度の枠組みの中で、社会保険診療は低廉な公定価格の下に必要な医療を国民に提供し、国民の安心・安全を確保しており、極めて高い公共性・公益性を有している。石井はこの事実を指摘し、今後とも地域医療を提供する上でも、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続が不可欠と強く働きかけてきた。

現在、平成20年度税制について党で議論されているが、石井は他に、地方税に関するところでは、公益法人制度改革後においても一般社団法人及び一般財団法人の医療関係者の養成所に係る非課税措置の存続すべきことを強く働きかけている。この案件については明日7日の小委員会で議論される。

党医療委員会・厚労部会

## 診療報酬 プラス改定を決議

自民党医療委員会・厚労部会合同会議は12月4日、平成20年度診療報酬をプラス改定とする決議を採択した。同決議の診療報酬改定に関する項目には、厳しい現状を踏まえた歯科医療を充実すること等を実現するためにプラス改定を図り、必要な医療財源を確保すること等書かれた。

当日示された決議（案）では当初、歯科の診療報酬については「歯科医療の充実や」としか書かれていなかった。この点を石井は指摘し「現状、歯科医療が充足しており、さらに充実させる」ような印象を与えかねない、と強い不満を表明。その上で石井は、歯科医療の厳しい現状を示す一文を書き込むよう強く申し入れた。

決議（案）は執行部一任で修正されたが、石井の意見をくみ取り、歯科医療については「厳しい現状を踏まえた歯科医療の充実」となった。

参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/